

「二条院讃岐の人生」

——前半生を中心に——

伊佐迪子

〔抄録〕

二条院讃岐の先行研究では、藤原重頼の系図に讃岐の名が見えるという理由で、その系図に讃岐を当てはめて讃岐の人生を推測し、更には讃岐の人生をも創出してきたようである。本稿では讃岐の前半生を系図以外の一次資料を出来る限り精査して、説明しようとするものである。

既発表二編の拙稿で解明した讃岐の実人生に深く係っている藤原兼実に加えて、皇嘉門院も讃岐の実人生に大きな係わりを持っていたことが本稿で明らかになった。讃岐の前半生は高貴な人々

の中にあつて、二条天皇との宿縁を思わずにはいられない。

本稿では兼実の青年期の動静を軸に、社会状況も十分考慮して考察を進めたので、讃岐の動静がより明確に把握出来たと思う。

先行研究では讃岐の年表作成が出来ていなかったが、本稿により前半生の年表が可能な限り作成できたので、後半生を合わせたより完全な年表の作成を目指そうと思っている。

キーワード 前半生、年表、皇嘉門院、藤原兼実、二条天皇

はじめに

二条院讃岐の実人生は拙稿^{〔1〕}によりかなり明らかになって来たが、若い頃の動静が未だ完全には解明されていない。二条天皇の内裏へ女房出仕した時期、女房出仕を辞退した時期、その後、右大臣藤原兼実の許へ女房出仕をするまでの間、身を寄せていた人物は誰なのかなど、

解明しなければならぬ事項がかなり残っている。従って二条院讃岐の年表は現在のところまだ作成できない状況にある。

かつて『玉葉』に見える二条院讃岐像^{〔2〕}を執筆するにあたり、『玉葉』の中に見える「女房」表記に注目して資料の収集を図ったが、このたびは兼実の動静に注目して兼実の側から見た女房への対応策を探って行くことにした。まず『玉葉』を再読して兼実の行動を細かく追

跡し、兼実が女房に対してどのように対応したのかを檢分した。しかしながら『玉葉』の記述開始は十六歳の兼実が長寛二年(一一六四)内大臣の時からであり、これ以前の二条院讃岐を取り巻く事情は不明である。したがって当時の周辺事情にも目を向けて、種々の事情を勘案しながら考察を進める必要が生じたのである。

そこから二条院讃岐の動静不明な時期の解明が得られたならば、二条院讃岐の前半生の年表が作成可能になる。以下の記述では二条院讃岐を讃岐とのみ表記する。また本稿において、讃岐の出生年を以下の事由により設定する。「正治初度百首」の詠進歌の中に「六十路の春も近づきにけり」とあるのに拠り正治二年(一一〇〇)を五十九歳と定め、それより遡及して出生年を康治元年(一一四二)に設定し、年齢は数え年で表示する。

I 東宮

二条天皇の内裏では讃岐と同僚の三河内侍―為業(寂念)女―という人物が見えており、讃岐とはかなり後年まで接触のあった女房である。早くから父に伴われて歌林苑や歌人たちの歌会などに出かけていたと考えられる讃岐は、東宮女房の三河内侍とは既に知り合っていたかも知れない。このような経緯から讃岐も同じように東宮女房に出仕したいという想いを、叶えたかったと言っても過言ではないといえよう。

『二条院讃岐集』には、讃岐が三河内侍と左記のような贈答歌を交わしているのが見えているが、贈歌をする讃岐の遠慮のない心映えが

窺われる。なお先行研究では讃岐と三河内侍は年の差がないとされている。

三河内侍の歌をよしなど、人々申しあひしかば、

つかはしける

花のかのみにしむばかりにほふかないかなる家の風にかあるらん

返し

春のうちににほふばかりの花の香をいかなる家の風とかは見る
東宮とは二条天皇の皇太子の時期である。久壽二年(一一五五)九月廿三日、守仁王は立親王、即日立皇太子となり、同年十二月九日、十三歳の守仁親王の元服が行われた。このとき讃岐は十四歳であり、三河内侍を一つ年長の十五歳と設定する。

右記の贈答歌は保元元年になって東宮の周辺も落ち着いてきた頃のことと考えられる。三河内侍が東宮女房に出仕しているので、自分も出仕したいと讃岐が望んでも不思議ではない。東宮女房出仕については、背後にある父・頼政の思惑もあったと考えるべきであろう。保元元年(一一五六)には保元の乱があったので女房出仕は見合わせて、讃岐が十六歳になった保元二年(一一五七)に東宮女房に出仕したと考えるのが妥当なところであろうか。讃岐は二条天皇より一歳くらいは年長であろうと考えられる。

守仁親王が即位して二条天皇になったのは保元三年(一一五八)十二月一日である。先行研究では「讃岐は二条天皇の内裏女房に十八歳で出仕した」とされているが、十二月一日付けで女房出仕が行われたとは考え難い。まず保元二年(一一五七)十六歳で東宮女房に出仕し、

保元三年（一一五八）十七歳で、即位とともに継続して二条天皇の内裏へ出仕したと考えられる。

即位後の二条天皇は、平治元年（一一五九）、永暦元年（一一六〇）、応保元年（一一六一）、応保二年（一一六二）と、頻繁に内裏和歌会を催している。歌人たちの歌集からこれらの内裏和歌会の詠題を探し求め、自撰集『二条院讃岐集』から讃岐の詠歌を探ると、応保二年三月十三日の中宮育子の貝合わせに出詠している二十一歳の讃岐が窺える。当時の内裏和歌会では内裏女房の詠歌を記録に残してはいない。先行研究では、周辺の歌集から讃岐の内裏和歌会での詠歌活動を探り出し、これによって讃岐が二条天皇の内裏女房を勤めていたことを確認する作業がされていた。

中宮の御方にわたらせたまひて、女房の唐衣をとりておはしましたりしを、たづぬる人もなかりしかば、二三日ばかりありて返し置かせたまふとて、結びつけよとおほせられしかば

思ひかねかへしつるかな唐衣夢にもみゆる主やあるとて
右記は『二条院讃岐集』にみえる詠歌である。女房出仕から三年ほどの間、讃岐は二条天皇に目を掛けられて歌の贈答をも重ね、生涯で心が満たされた幸せな時期であったと見受けられる。この詠歌のときの中宮は妹子中宮であろうか。しかし、二条天皇の後宮は早くから人間関係が複雑で、多感な二十歳前の讃岐にはいろいろな教訓と悲しみを齎したようである。

右の種々の情況から十六歳で東宮女房出仕、十七歳で二条天皇内裏

女房出仕と設定する。

II 二条天皇

久壽二年（一一五五）に十三歳で皇太子になった直後に、後白河天皇の妹、妹子内親王が東宮妃となっている。保元三年（一一五八）二月一日、二条天皇として即位すると妹子内親王は翌年には女御として入内し、二月廿一日には中宮になった。二条天皇と後白河上皇は親子であり、中宮妹子は二条天皇の姨である。二条天皇と中宮との仲はさて置き、二条内裏の人間関係の複雑な一面を早くも見せていたようである。

永暦元年（一一六〇）十八歳になった二条天皇の内裏には、いわば大嵐が巻き起こった。二条天皇の強い招きで、一月には太皇太后宮多子の再入内があり、『平家物語』の「二代后」でその経緯が語られている。同年の八月十九日、中宮妹子は受戒して法名を実相覚と名乗り、隠棲の身となった。しかし、翌年の応保元年（一一六一）十二月十七日には育子女御の入内があり、明けて応保二年（一一六二）二月廿九日には育子女御は中宮となった。そして三月十三日には「中宮育子貝合」が行われて、讃岐の詠歌も一首見受けられる。この中宮育子貝合わせより一カ月前の二月五日に、中宮妹子には高松院号が下された。先行研究では中宮妹子の隠棲は病気のためだとしているが、真偽の程は解らない。

長寛元年（一一六三）になると、歌人の間で行われている「刑部卿逆修和歌会」には参加していた様子が窺えるが、二十二歳の讃岐には

内裏関係の和歌会への出詠が見あたらない。これは内裏女房を辞退して、讃岐は内裏にいなかった可能性を示していると考えられる。

『愚管抄』を繙くと、『平家物語』に見えている二条天皇と後白河上皇との不穏な仲が理解できる。天皇と上皇の仲は平治元年から応保二年までは、まずまずの状態で推移していたようである。ところが長寛元年(一一六三)に上賀茂社では天皇呪詛との聞えがあり、「神おろし」を捕えてみると上皇の近習者である資賢卿などの所為と判明した。当然ながら六月二日に資賢卿は修理大夫を解任されている。事件はこれのみではなく、天皇方と上皇方のあいだでは他にも鏑迫り合いが起きている。

ところで二条天皇は里内裏が好きなようで、平治元年(一一五九)十二月廿九日に八条殿へ行幸し、暫く皇居にしていたことが『百鍊抄』に見えている。そして応保二年(一一六二)三月廿八日にも「押小路南、東洞院西」へ行幸し、二条天皇はここを里内裏としている。この里内裏は中宮育子を住まわせるためのものであったらしい。二条天皇は中宮育子を非常に寵愛したが、子どもはできなかったと『愚管抄』では述べている。

永萬元年(一一六五)六月廿五日、讃岐が二十四歳のとき、二条天皇は讓位して二条院となり、七月廿八日には崩御になった。二条院を称したのは僅か一カ月程のことである。それにしても余りにも早い讓位と崩御である。崩御のときお傍にお仕えしていた人たちは二条院を偲び、歌を互いに詠み合い贈り合つて亡き帝を偲ぶのが通例である。先行研究では歌人達の贈答歌が多く提示されているが、その中に讃岐

の二条院を偲ぶ歌は見当たらない。しかし、それ以上に讃岐に対して歌を贈りあつて共に亡き帝を偲ぼうとする気配が、歌人たちの歌から感じられない。それは崩御の時に、讃岐が二条内裏にいなかったことを物語っていると云えよう。内裏にいらなくても心があれば、誰かに偲ぶ歌を届けることは出来るのだが、それも見当たらない。女房出仕の初めの頃、自分に対して優しくかつた二条天皇を想い、平家支配の世の中の情勢を考え、源氏出身のわが身を思い、崩御当時の自分の置かれた立場を省みて、讃岐は偲ぶ歌を詠まずに避けたと考えられる。

右のような情況で讃岐は二条院との繋がりを自ら断つたが、後年、賀茂別雷社に奉納した自撰集『二条院讃岐集』には、歎びに満ちて贈答歌を交わすに在りし日の二条天皇と讃岐の姿が、二十七首にも及ぶ二条内裏関連の詠歌の中に見えている。それは心の奥底深くに秘めた讃岐の心の痛みと見ることもできるであろう。

右の諸事情により讃岐の内裏女房辞退を二十二歳に設定する。

III 皇嘉門院

長寛二年(一一六四)閏十月十七日に『玉葉』が始まり、兼実は内大臣に任じられて家司と職事を補している。左記は兼実(十六歳)の『玉葉』開始の記述である。

長寛二年(一一六四)閏十月十七日条

権大納言経宗卿、並下官、奉_レ可_レ任_二大臣_一之兼宣旨_』

(権大納言任_二右大臣_一、余任_二内大臣_一) 亦補_二家司職事_一、

家司(成光、光経、敦佐等) 職事(泰綱、宗隆、

藤行清等

当然、内大臣としてその体面上からも家女房が必要である。兼実がかねてから目をつけていない筈はないので、内裏を退出した讃岐を一日も早く、自分の家女房にしたいと考えたであろうことは想像に難くない。このような兼実の考えは讃岐にとっては幸運なことであった。

讃岐の後見人が高貴な人で地位が高ければ高いほど、讃岐の社会的な地位の向上に繋がるので、歌人として世の中を生きて行くには、兼実のこの思いは二十三歳の讃岐にとつて幸先のよいものであったと考えられる。

しかし、先述の里内裏は源氏にとってはあまり歓迎すべきものではなかった。『愚管抄』によれば、平家方は里内裏の周辺を取り囲むようにして宿所をつくり、朝な夕なに平家方の多くの人々が里内裏へ伺候する事態が現実起きていたのである。保元・平治の乱を経て、息を潜めて生きてきた源氏一族の置かれた立場を考えると、讃岐と接触があるのは平家方の人々ばかりという状況では、讃岐にとつて二条天皇の里内裏は決して居心地のよい場所ではなかった。

一方、父・頼政にしても大切な娘を里内裏に置いて、平家の人々の目に晒すのは許しがたいことであつただろう。更に一触即発の危険な宮中に大事な娘を置いておくことは、なお更出来なかつたであろう。そこで相談をしたのが源氏一族で皇嘉門院判官代の行頼であり、その伝手で内大臣の藤原兼実（十六歳）であつたと考えられる。兼実とは讃岐自身も内裏で全く接触がなかつたとは云えない人物である。兼実の目から見て讃岐は非常に魅力的な女房であつたと考えられるので、

将来は自分のところへ女房出仕をさせたいと望んでいたであろうと推測できる。

兼実が行頼から相談を受けたときは未だ家経営の基礎もできていなかった頃で、自分の家女房には云えなかつたが、後年、兼実が讃岐を自分の本妻にしたとき、『玉葉』には「余女房讃岐」と書いているほど讃岐を手元に置きたかつたらしい。兼実と姉弟関係に当たる皇嘉門院が讃岐を女院女房として受け入れることを承諾したので、二十四歳の讃岐は女房勤めを再開することになった。源氏一族の行頼が仕えている皇嘉門院は、父・頼政から見ても讃岐を預けるにはこれ以上の出仕先は望めないところである。

永萬元年（一一六五）二十四歳の讃岐には再び穏やかな日々が戻ってきた。若い頃から父と一緒に参加していた歌林苑へも復帰し、俊恵からこの上なく高い評価を受けたり、時には女院から歌の指導を受けることもあつたであろう。ひそやかに女房勤めを再開した皇嘉門院での讃岐は、女院御所の奥深くで女院の保護の下に女院に仕える女房であつたと考えられる。

仁安元年（一一六六）には「後白河院当座歌合」が催されている。讃岐がこの歌合に出詠したとする資料が定家の『愚秘抄』に見えている。¹ここに見える讃岐の態度は優雅で礼儀正しく、人々から賞賛されていたことが記述されている。この記述から見ても立ち居振る舞いから行儀作法まで、日々の生活は上流社会のなかで磨かれていたことを十分に理解することが出来る。

二十二歳で二条内裏から姿を消した讃岐はこの歌合出詠の年には二

十五歳になっていた。この歌合に出詠することが可能であったということは、その間の所属先が後白河上皇に極めて近い位置にあったことを示しており、それは後見人が皇嘉門院や兼実であったことを如実に示している。

右の諸事情により、讃岐が皇嘉門院へ女房出仕をしたのは二十四歳と設定する。

IV 九条兼実

仁安元年(一一六六)十月十日、兼実は未来の高倉天皇の傳に任じられ、十一月十一日には右大臣に昇進している。左記は兼実(十八歳)の昇進記録である。

仁安元年十月十日条

上皇(後白河)並若宮渡御東三条院、依可有立太子

事也、乗燭之後参内、

余今夜被任傳也、

仁安元年十月廿一日条

賜左右近衛番長各一人、近衛各三人為隨身、又聽帶

劍、

仁安元年十一月十一日条

右大臣(十八歳)、同日經宗轉左大臣、清盛任内大臣、

仁安元年十一月十四日条

皇太子傳如元

仁安二年二月十一日条

右大臣、内大臣宣任官、次令列之由、被宣下、兼実(十九歳)は地位が上昇するにつれて広い住居が必要になり、仁安二年(一一六七)一月廿八日、九条亭へ渡居している。十一月六日には兼実に長男が誕生しており、新居とは雖も多くの家女房を住まわせておく余裕はなかったと考えられる。

嘉応元年(一一六九)には兼実の長男は三歳になっており、女院が養子として傍に置いていたので兼実は女院へ日参している。他にも恒例の御舎利講や弥勒講、御懺法と御懺法結願、御八講、御佛名、御持佛堂供養など、実に小まめに皇嘉門院へ出向いている。後年、兼実の本妻になった讃岐も、女院で懺法が行われると当然のように法要に参入しており、兼実も違和感なく讃岐を連れて法要に出向き、従来の延長線上で法要を受け入れているのが『玉葉』に見えている。これは紛れもなく皇嘉門院と讃岐の繋がりを示すものではあるが、頻繁に皇嘉門院へ出向いている若い兼実にとっては、法要や供養だけが理由ではなさそうである。

兼実の「方違」は実に興味のある行動を示している。嘉応二年(一一七〇)は一月から閏四月頃まで、季長家に出向き暁の鐘声で即帰宅している。ところが九月の中頃から「方違」の先は女院の御所に替わり宿待までしているが、讃岐が女院に詰めていると女院へ出向いているらしい。嘉応三年(一一七一)には「方違」の宿待を目的に、女院の御所へ出向いている様子が窺われる。

嘉応二年(一一七〇)十二月廿六日、二十一歳の兼実は三条萬里小路第を新しく設けて、新居に家女房数人を置くように計らっている。

このとき兼実は「自分も家女房を置くようになったので、いずれは兼実家へ来て貰う。自分の間はそのまま女院へ」と讃岐に仰せたと考えられる。更に兼実は讃岐の従妹丹後を兼実家の家女房として、嫡妻・季行女（長男の母親）の女房に付けたと考えられる。その後、安元元年（一一七五）の右大臣家歌合せに「右大臣家女房丹後」として出詠させており、丹後も生涯を通じて兼実家の家女房として尽力したのであった。

承安二年（一一七二）になると兼実の「方違」は頼輔朝臣南家に替わり、後年、頼輔女に兼実息が誕生している。「方違」に名を借りた若き日の兼実の姿である。そして承安三年（一一七三）四月十五日に嫡妻には着帯の儀が行われて、同年九月廿三日、姫君が誕生した。後の後鳥羽天皇の中宮・任子の誕生である。このとき讃岐は三十二歳になつていたが、乳母ではない姫君の教育係として、また本妻として兼実家の家経営に尽力するために、姫君の誕生を機会に兼実の要請により、兼実のもとへ出仕した。

讃岐が兼実家へ出仕したところ、兼実は自分の妻を複数持つことと、家の運営と将来の姫君の入内とを考え合わせて、自分の人生設計を竊に描いていた。讃岐の助力を期待し他からの助言をも取り入れて、家門の繁栄を願ひ錦絵の下書きを書き始めた兼実であった。

ここで考えておきたいことがある。女院女房へ出仕をした二十四歳から兼実の元へ出仕した三十二歳の秋まで、八年の歳月が流れている。この間に讃岐が兼実の子を儲けていないとは言いい切れないのではないだろうか。しかし、讃岐の身边に子どもの影は全く見えていないので、

儲けたかどうかは不明である。幼くして亡くしたとも考えられるのは、自撰集に見える「呆然として泣き続けている讃岐の姿」であり、何を物語っているのであろうか。兼実家へ出仕して以後の讃岐には、兼実の子を儲けた気配は見受けられない。

讃岐が兼実家へ出仕し兼実の本妻としてその地位を固めていくにつれて、讃岐三十五歳の安元二年（一一七六）頃以降、兼実家では歌会が頻繁に行われている。そこには頼政が必ず参加しており、兼実に対する感謝と、娘が兼実の本妻として幸せに生きていることへの喜び、そして父親であることへの誇りとを匂わせていることに気付かされる。右のような経緯を辿り兼実家への実質的な出仕時期は、讃岐が三十二歳の秋と設定する。

V 中宮育子

皇嘉門院は崇徳天皇の皇后で兼実の姉妹に当たることから、女院御所の度重なる火災にも兼実の世話になり、藤原家の保護のもとに生涯を終えた人物である。前述のように皇嘉門院の判官代は源氏一族の頼行で、その子の国行も女院へ出仕している。後年、兼実家の「北政所」に就いた讃岐を後方から支えてくれたのは国行である。このような皇嘉門院の御所であったので、頼政も讃岐を安心して預けることが出来たのであった。

住み込みではない場合の女房勤めは、凡そ七日を一区切りとして、出勤と退出を繰り返しており非番のときにはかなり自由が利く。讃岐は父と連れ立って歌林苑に参加し、更なる歌の修練を積んでいたと考

えられる。讃岐の歌林苑風の優しい歌風は、当時の歌壇から高い評価を得ており、歌林苑における讃岐の動きは『玉葉和歌集』や『月詣和歌集』に収められた詠歌から窺うことができる。

歌林苑主宰者の俊恵は早くから『歌苑抄』において讃岐に高い評価を与えている⁸⁾。更に承安二年(一一七二)には『歌仙落書』が父頼政を超えて讃岐を高く評価している⁹⁾。『歌仙落書』が讃岐への高い評価をみせているのは、当時の歌壇の流派事情が絡んでいるのではないかとも思えるが、讃岐の後見にある皇嘉門院や兼実の存在が、威力を發揮していると考えられなくもない。しかし、兼実や女院の後見に頼らずとも、讃岐自身が持っている優れた歌才を、当時の歌人達が認めた証であるとも云えよう。

長寛元年(一一六三)二十二歳で二条天皇の内裏を退出した讃岐は、暫くのあいだ両親のもとに居たと考えられる。その後、讃岐の心も落ち着きを見せて歌林苑にも参加するようになった。長寛二年(一一六四)には俊恵から讃岐歌を高く評価され、明けて永萬元年(一一六五)二十四歳の讃岐は皇嘉門院へ再女房出仕をした。ところがその年の七月廿八日、二条院の崩御である。女院へ再女房出仕をしながら密やかに生きている讃岐は、前述のように二条院を偲ぶ歌を自らの意思で詠まなかつたと考えられる。ところが二条天皇の中宮育子の内裏退出後の御所は、中宮育子が兼実の姉妹に当たることから、皇嘉門院の御所に同居という形で定められた。中宮育子との再会は、女院女房の讃岐にとって思いがけない事態であったと云えよう。

讃岐が三十二歳になった承安三年(一一七三)八月十五日には皇后

育子の崩御があった。八月八日頃に御不豫が始まり、わずか一週間ほど病床にあつて二十八歳の短い生涯を閉じたのである。八月十六日には御葬礼があり、八月廿四日には女院と兼実が除服をしている。八月廿九日には最後までお仕えした讃岐も禊を修して、精進潔斎しているのが『玉葉』に見えている¹⁰⁾。また『愚管抄』には皇后育子は中宮のまま崩御になったと記述されている。

崩御のとき女院の女房も皇后の女房も区別なく、皇后育子の最期にお仕えしたのであるが、とりわけ讃岐は、二条院皇后に最後までお仕えすることになったので、「二条院の讃岐」であることを強く意識したと考えられる。讃岐には先世の因縁を思わずには居られなかったと云えよう。先行研究では「讃岐が二条院讃岐を名乗りに行っているのは主家を持たなかったからだ」とされているが、讃岐にとって女院も兼実家も大切な主家である。兼実をはじめ周りの誰もが女院や育子皇后と讃岐との経緯を語らなかったのであり、先行研究の説は肯定し難い。続いて九月廿三日、兼実には姫君の誕生があった。皇后育子の崩御と姫君の誕生を機に未来の人生に向かつて、讃岐は三十二歳の秋に手筈を整えて兼実の元へと出向いた¹¹⁾。

右の情況により兼実女房への出仕を、讃岐の三十二歳の秋に設定する。

おわりに

本稿において讃岐の前半生の動静不明な時期の解明を試みた。ここにおいて十四歳から三十三歳までの人生は解明できたと考えている。

左記に讃岐の動静一覧の纏めを挙げておきたい。

久壽二年（一一五五） 十四歳 東宮女房出仕希望萌芽。歌林苑に

父と参加。以後継続。

保元元年（一一五六） 十五歳 保元の亂。

保元二年（一一五七） 十六歳 東宮御所へ女房出仕。

保元三年（一一五八） 十七歳 継続して二条天皇内裏へ女房出仕。

平治元年（一一五九） 十八歳 内裏女房。初内裏和歌会出詠。

永曆元年（一一六〇） 十九歳 内裏女房。内裏和歌会出詠。

応保元年（一一六一） 二十歳 内裏女房。内裏和歌会出詠。

応保二年（一一六二） 二十一歳 内裏女房。中宮育子貝合出詠。

長寛元年（一一六三） 二十二歳 内裏女房辞退。歌林苑継続。刑部

卿逆修和歌会出詠。

長寛二年（一一六四） 二十三歳 俊恵が『歌苑抄』にて讃岐歌を高

く評価。

永萬元年（一一六五） 二十四歳 皇嘉門院女房出仕。『統詞花集』・

『今撰集』入集。

七月廿八日 二条院崩御。讃岐に二条院を偲ぶ

歌なし。

内裏退出後の皇后育子の御所は皇

嘉門院御所に同居。

仁安元年（一一六六） 二十五歳 女院女房。「後白河院当座歌合」

出詠。

仁安二年（一一六七） 二十六歳 女院女房。兼実・長男良通誕生。

後に女院の養子。

仁安三年（一一六八） 二十七歳 女院女房。歌林苑継続。

嘉応元年（一一六九） 二十八歳 女院女房。兼実・次男良経の誕生

年。（記述なし・母不明）

嘉応二年（一一七〇） 二十九歳 女院女房。兼実の方違先。（九月

）年末は女院御所に宿侍。）

十二月廿六日 兼実・三条萬里小路第へ渡居。家

女房数名を置く。

丹後が兼実家へ出仕。良通の母付

き家女房に。

承安元年（一一七一） 三十歳 女院女房。兼実の方違先。（女院

御所に宿侍。）

承安二年（一一七二） 三十一歳 女院女房。『歌仙落書』が讃岐を

高く評価。

承安三年（一一七三） 三十二歳 女院女房。兼実の方違先。（頼輔

南家へ。）

八月八日頃 皇后育子御不豫。

八月十五日 皇后育子薨逝。

八月十六日 皇后育子御葬礼。

八月二十四日 女院と兼実・除服。

八月二十九日 讃岐・禊を修す。

九月二十三日 兼実・姫君誕生。（後の後鳥羽天

皇中宮・任子。）

十一月十六日 兼実・九条亭へ帰渡。萬里小路第
を讃岐の居所に。

讃岐は姫君誕生を機に兼実女房へ
出仕の支度をする。

承安四年(一一七四)三十三歳 兼実女房。兼実家へ本格的に出仕。

右記の年表は讃岐の未解明であった前半生の軌跡である。既発表の
拙稿二稿は先行研究に従い出生年を設定しているので、本稿とは一年
のずれが生じている。このことをお断りしておきたいと思う。

本稿において、先行研究では解明されなかった讃岐と皇嘉門院
との繋がりを、更には讃岐と兼実との詳細な繋がりを明らかにする
ことが出来た。源氏一族の「えにし」から讃岐の人生が徐々に開けて
行き、後半生へと繋がって行ったことが把握出来たので、讃岐の前半
生の年表が作成可能になった。

また、讃岐を自分の女房にする為に、兼実の努力は大変なものであ
ったことも理解できる。讃岐は三十三歳から本格的に兼実女房として
歌の世界からも遠退き、兼実家の中枢にあつて兼実の内外の秘書役を
務め、懸命に兼実家に尽くした。後半生の讃岐は兼実の自分に対する
思いやりのある計らいに対して、感謝の気持ちをもって対処した。

讃岐自身の心の内は二条天皇の内裏を出てきたにもかかわらず、皇
后育子の最期までお仕えることになり、因縁の深さを噛みしめたこ
とであろう。「二条院讃岐」の名乗りは讃岐にとって、何ものにも代
え難い重みを持っているのである。後年、四十七歳で『千載和歌集』

に入集した讃岐の詠歌がある。讃岐の胸に去来する万感を託している
と考えられるので、次の詠をもつてこの稿を描くことにしたい。

きみこふる心のやみをわびつつは此世ばかりとおもはましかば^②

〔注〕

(1) 『玉葉』に見える二条院讃岐像^①

(『花園論究』三十三号、平成十七年十二月)

「二条院讃岐新考」(『佛教大学大学院紀要』36号、平成二十年三月)

(2) 妹子中宮の表記。『尊卑分脈』は妹子中宮。『系図纂要』によれば妹
子中宮。

(3) 慈圓著『愚管抄』巻第五 二条(日本古典文学大系 岩波書店)

(4) 仁安元年(一一六六)二十五歳頃の讃岐が「後白河院当座歌合」に
参入しており、定家の『愚秘抄』が人々の讃岐に対する評価を伝え
ている。

金吾の口伝のうちに。女房の故実に。兼日の懐紙なき時は。

後白河院の仁安御歌合。当座にて侍りけるに。讃岐参たりける

に。扇をさし出して題をたまはりけるとかや。まことにある中

にきはもたちて。いみじく見えたりけるとなん申侍り。……

(5) 仁安二年(一一六七)一月廿八日条

今日、渡^三居九条亭^二也。『玉葉』

(6) 兼実の「方違」先が女院の御所に代っている。『玉葉』

嘉応二年(一一七〇)九月十九日 今夜為^三方違^二参^一女院御所^二宿侍、

十一月廿八日 参^三女院^二、今夜方違如^レ恒、

嘉応三年(一一七一)三月 六日 今日方違如^レ先、

四月廿一日 今日方違如^レ先々、

六月 六日 今日方違如^レ恒、

十月廿一日 今日所劳頗宜、彼可^三方違^二、参^一

女院御方棧敷屋、

(7) 嘉応二年(一一七〇)十二月廿六日条

(8) 『歌苑抄』に見える讃岐歌の評価である。俊恵が讃岐歌に高評価を与えていることを、鴨長明が『無名抄』(岩波日本古典文学大系)の中で述べている。

〔代々恋歌秀歌事〕

俊恵語云、「……しかるを、俊恵が哥苑抄の中には、

一夜とて夜離れし床の小庭にやがても塵の積りぬる哉

是をなんおもて哥と思ひ給ふるはいかゞ侍らん」とぞ。

(9) 『歌仙落書』へ承安二年(一一七二)讃岐の三十一歳頃に成立

讃岐に対する高い評価が見えている。

二條院讃岐 四首 頼政朝臣女

「風体えむなるを先として、いとほしきさまなり、女のうたかくぞあらめと、あはれにも侍るかな。家の風たえず申さんむ事もおろかなり、ちちの朝臣よりは、えんなるかたは立ちまさりてや、末のよには出来たがくなむ、九月ばかりね覚がちなる床ちかく、むしの声、かれがれに聞ゆる暁がたに、夢さめたる心地こそすれ。」

袖ぬらす小夜のねざめをしりがほに枕になる虫のこゑこゑ

：『新編国歌大観』

(10) 皇后育子が体調不良から崩御。そして御葬礼。皇嘉門院と兼実の除服。讃岐の祓。

座祈。兼実の姫君誕生へと続く『玉葉』の記述である。

(兼実は妻の姫君母・季行女も女房と表記する。讃岐三十二歳。兼実二十五歳)

承安三年(一一七三)

八月 八日 皇后宮此五六日不例御座、

八月 十日 自女院御方被仰云、皇后育子曰来御不豫、

只今己危急、

八月十一日 皇后宮聊宜御座云々、尤可被渡他所、女房

等無承引、

八月十二日 宮御惱危急之由、宮可被渡他所之由、女

院無御承引、

八月十三日 宮獲麟給之由有其聞、頃之、落居給云々、今

暁、大便謝給了、又聊有御食事云々、此事還可恐歟、

八月十五日 成剋許、皇后宮薨逝、……女院即渡御下

官直廬、宮御年二十八、十二年之后位如夢歟、

今日偷奉盜出之、奉渡中山法印之墓所堂、

不出給御門等、依方角悪、壞築垣也、如形有葬礼云々、

八月十七日 依日次宣、女房相共渡六条坊門大宮第、女

院九条第、

八月 廿日 問方違事於泰親、泰親云、三白九紫方者、第

一吉方也、

候女院、無別事、

八月廿三日 女院有御除服、……下官出河原解除、

八月廿九日 女房修禊、

八月 卅日 参女院、入夜帰大宮、

九月 九日 招佛殿聖人、女房(季)令授戒、

九月 十日 産祈、

九月十四日 参九条殿、

九月廿三日 辰刻許、無辛苦平産女子、

(11) 承安三年

十一月十六日

今日、自大宮第、帰渡九条、余自本在此第、女房許来也、頼輔朝臣在共、前駟四人、

余網代車、出車二両、(季長朝臣、光經等也)、

密々儀也、乘燭来此第、玉葉

嘉応二年(一一七〇) 十二月廿六日に兼実は萬里小路第へ渡居し、

家女房を数人置いていたが元の九条亭へ帰渡した。嫡妻と

子どもたちは九条亭に居り、兼実は萬里小路第を讃岐の居所に宛てる計らいをしている。

(12) 参考書 (小田 剛著 『二条院讃岐全歌注釈』 和泉書院)

「来世までもこの妄執が続くのかと思ひ悩む心」と「現世だけの苦しみであると考えたことは、かえって非常に淋しいと思ひ悩む心」と、悩みの事象を複合的に表現している。この詠歌手法は更に深化した「複合的表現形態手法」であり、晩年になって歌人本来の資質が大きく開花したことを物語っている詠である。

題詠歌ではないので、自身の胸の内に詠出視点を置いて、控え目で慎み深い讃岐が自分の心情を露呈している。

(いさ みちこ 佛教大学研究員、文学研究科国文学専攻 博士
後期課程満期退学)

(指導：黒田 彰 教授)

二〇〇九年九月二十六日受理